

身体拘束等適正化のための指針

一般社団法人 桐生市医師会
居宅介護支援事業所さきりゅう

1 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めるため本指針を策定する。

2 身体拘束の定義

身体拘束とは、「本人の行動の自由を制限すること」である。身体拘束は、本人の行動を当人以外の者が制限することであり、当然行ってはならないことである。

緊急やむを得ない場合であっても、当人以外の者が、本人に対して、非常に強い権限を行使する重みを理解し、本人の尊厳を守るために適正な手続きを極めて慎重に行う必要がある。

【身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為】 ※身体拘束廃止・防止の手引きより抜粋

- ①一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを綱(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3 身体拘束等適正化委員会の設置

居宅介護支援事業所さきりゅうでは、身体拘束等の適正化に取り組むにあたって「身体拘束等適正化委員会」を設置する。

- (1)事業所における委員会の運営責任者は管理者とする。
- (2)委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容は相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- (3)委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容は相互に関係が深い場合には併設介

護サービス事業所と合同で開催することができる。

(4)委員会の開催は、「緊急かつやむを得ず身体拘束等を必要とする」場合に管理者が招集する。

(5)委員会は次のような内容について協議をするが、詳細は管理者が決定する。

- ①事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ②身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ④身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

4 身体拘束等廃止に向けた体制の整備

(1)身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を禁止とする。

(2)身体拘束等を行う基準

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3)日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。

⑥「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただけるよう努める。

5 身体拘束等に関する記録の整備および保存

(1)記録の作成

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その検討過程、実施理由(切迫性・非代替性・一時性の3要件の確認内容)、実施状況、解除に向けた検討経過、家族等への説明および同意の内容について、支援経過記録等に適切に記録する。(別紙1参照)

(2)記録の保存期間

身体拘束等に関する記録は、作成日から5年間保存し、適切に管理する。

6 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議をし、緊急やむを得ない理由を支援経過記録に記録する。その後の方針については身体拘束等適正化委員会において協議をする。

なお、家族への説明は、担当ケアマネジャーまたは管理者から行い、同意を得る。

7 身体拘束等廃止・適正化のための研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの周知を図り、事業所における身体拘束等の廃止の徹底化を図ることを目的とした「身体拘束等適正化のための研修」を次のとおり開催する。

(1)新規採用者に対する研修

新規採用時に、身体拘束等適正化の基礎に関する研修を行う。

(2)定期的研修

身体拘束等適正化に関する定期的な研修を年1回以上実施する。

8 その他身体拘束等適正化のために必要な事項

居宅介護支援事業所きりゅうの、身体拘束等適正化マニュアルについて、「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き(令和6年3月 株式会社日本総合研究所)」を参考し、職員間で協議のうえ対応する。

9 利用者等に対する指針の閲覧

「身体拘束等適正化のための指針」は、職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対してもいつでも閲覧できるように事務室に備え付け及びホームページへの掲載を行う。

附 則

この指針は、令和7年4月1日より施行する。

この指針は、令和8年3月1日より改正施行する。

(別紙 1)

身体拘束に関する同意書

様

下記に記した①・②・③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法・時間において最小限の身体拘束を行います。ただし、身体拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うことをお約束いたします。

- ①切迫性 生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性 身体拘束等が一時的であること

個別の状況による拘束の 必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所きりゅう

管理者:小川貴之

記録者: _____

上記の件について説明をうけ、同意いたしました。

令和 年 月 日

【利用者】

氏 名	印
-----	---

【署名代行者】

氏 名	印
-----	---